

令和5年 No.19

○東京学芸大学名誉教授称号授与規程等の一部を改正する規程の制定

○東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部を改正する細則の制定

改正理由

教授会組織の見直し並びにセンター機構及びセンターの組織再編並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和5年3月22日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学名誉教授称号授与規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年3月23日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和5年規程第16号

東京学芸大学名誉教授称号授与規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学名誉教授称号授与規程（昭和50年規程第5号）
- (2) 東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部を改正する細則を次のように制定する。

令和5年3月23日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和5年細則第3号

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部を改正する細則

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則（昭和50年4月2日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学名誉教授称号授与規程の一部改正について

改正理由：教授会組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(選考) 第2条 名誉教授の選考は、学長にあつては教育研究評議会（以下「評議会」という。）が行い、教員にあつては各学系、<u>教職大学院及び機構（大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構をいう。）の教授会（以下「学系等教授会」という。）が推薦した者のうちから評議会が行う。</u></p> <p>(議決) 第3条 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(除算期間) 第7条 〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(選考) 第2条 名誉教授の選考は、学長にあつては教育研究評議会（以下「評議会」という。）が行い、教員にあつては<u>各学系の教授会が推薦した者のうちから評議会が行う。</u></p> <p><u>(名誉教授候補者選考委員会)</u> 第2条の2 <u>各学系の教授会は、前条の推薦を行うに当たっては、名誉教授候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置き、名誉教授候補者の選考を行うものとする。</u></p> <p>(議決) 第3条 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(除算期間) 第7条 〔省略〕</p> <p><u>第3章 名誉教授候補者選考委員会</u> 第8条 <u>委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。</u></p> <p><u>(1) 学系長</u> <u>(2) 講座主任</u> <u>(3) 総合教育科学系の教授会にあつては候補者が所属していたセンターの長</u> <u>(4) 自然科学系の教授会にあつては理科教員高度支援センター長</u></p> <p><u>2 委員会に委員長を置き、学系長をもってこれにあてる。</u> <u>3 第1項第2号の規定にかかわらず、やむを得ない事由により講座主任を委員とすることができないときは、当該講座の他の者をもって委員とすることができる。</u></p>

第3章 雑則
第8条～第11条 〔省略〕

〔省略〕

附 則
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

4 第1項第4号の規定にかかわらず、やむを得ない事由により理科教員高度支援センター長を委員とすることができないときは、同センターに所属する者をもって委員とすることができる。

(審議事項)

第9条 委員会は、名誉教授候補者の選考を行う。

(議事)

第10条 委員会は、原則として委員全員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 名誉教授候補者の選考は、候補者ごとに無記名投票により行い、全委員の3分の2以上の賛成がなければならない。ただし、第5条第1項第7号の規定を適用して名誉教授候補者の選考を行うに当たっては、全委員の賛成を得なければならない。

第4章 雑則
第11条～第14条 〔省略〕

〔省略〕

東京学芸大学教員選考規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、東京学芸大学（以下「本学」という。）における大学教員（以下「教員」という。）の採用、昇任、移籍（以下「採用等」という。）、兼任及び復帰並びに大学院担当者の選考に関し、必要な事項を定める。 (教員人事の構想)</p> <p>第2条 学長は、中期目標・中期計画に基づく、教員人事の将来構想を策定する。 (教員人事の方針等)</p> <p>第3条 学長は、前条の将来構想を実現するため、教員人事の方針、基準及び手続き（以下「教員人事の方針等」と言う。）を策定する。 (教員人事会議)</p> <p>第4条 教員の人事に関し、学長を補佐し、学長のリーダーシップの発揮を推進するため、役員会の下に教員人事会議を置く。</p> <p>2 学長は、教員人事会議に、前条に定める教員人事の方針等の案を策定させる。</p> <p>3 教員人事会議は、前項の教員人事の方針等案の策定に当たり、教授会に意見を聴くものとする。</p> <p>4 教員人事の方針等は、教育研究評議会の審議を経て、学長が決定する。</p> <p>5 学長は、教育研究評議会において案の見直しを要する重大な意見があった場合、教員人事会議に再検討を命ずることができる。</p> <p>6 教員人事会議に関し必要な事項は、別に定める。 (教員採用計画)</p> <p>第5条 <u>教授会（機構にあつては機構）</u>は、第3条に定める教員人事の方針等に基づく教員採用計画を、毎年度策定するものとする。</p> <p>2 <u>学系長又は機構教授会の議長</u>は、前項の教員採用計画を様式第1により教員人事会議に提出し、審査を受けなければならない。 (教員の選考)</p> <p>第6条 教員の選考は、教授会が選考した候補者のうちから、学長が行う。 (選考の基準)</p> <p>第7条 教員の選考は、東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定。以下「選考基準」という。）に基づき行わなければならない。</p>	<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、東京学芸大学（以下「本学」という。）における大学教員（以下「教員」という。）の採用、昇任、移籍（以下「採用等」という。）、兼任及び復帰並びに大学院担当者の選考に関し、必要な事項を定める。 (教員人事の構想)</p> <p>第2条 学長は、中期目標・中期計画に基づく、教員人事の将来構想を策定する。 (教員人事の方針等)</p> <p>第3条 学長は、前条の将来構想を実現するため、教員人事の方針、基準及び手続き（以下「教員人事の方針等」と言う。）を策定する。 (教員人事会議)</p> <p>第4条 教員の人事に関し、学長を補佐し、学長のリーダーシップの発揮を推進するため、役員会の下に教員人事会議を置く。</p> <p>2 学長は、教員人事会議に、前条に定める教員人事の方針等の案を策定させる。</p> <p>3 教員人事会議は、前項の教員人事の方針等案の策定に当たり、教授会に意見を聴くものとする。</p> <p>4 教員人事の方針等は、教育研究評議会の審議を経て、学長が決定する。</p> <p>5 学長は、教育研究評議会において案の見直しを要する重大な意見があった場合、教員人事会議に再検討を命ずることができる。</p> <p>6 教員人事会議に関し必要な事項は、別に定める。 (教員採用計画)</p> <p>第5条 <u>教授会</u>は、第3条に定める教員人事の方針等に基づく教員採用計画を、毎年度策定するものとする。</p> <p>2 <u>学系長</u>は、前項の教員採用計画を様式第1により教員人事会議に提出し、審査を受けなければならない。 (教員の選考)</p> <p>第6条 教員の選考は、教授会が選考した候補者のうちから、学長が行う。 (選考の基準)</p> <p>第7条 教員の選考は、東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定。以下「選考基準」という。）に基づき行わなければならない。</p>

(選考の原則)

第8条 教員の選考においては、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の精神を尊重するとともに、国籍、障害等による差別を排除し、公平な選考を行わなければならない。

(公募)

第9条 教員の採用に当たっては、公募により広く人材を求めるものとする。

- 2 前項の公募に当たっては、前条の趣旨を明記するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、特任教員及び非常勤講師の採用に当たっては、公募によらないことができるものとする。

(公募方法)

第10条 公募は、公募要領の本学ホームページ及びJREC-IN（研究者人材データベース）への掲載その他適当な方法により行うものとする。

- 2 本学ホームページに掲載する公募要領は、日本語及び外国語で作成するものとする。
- 3 前項の日本語で作成する公募は、様式第2に定めるものとする。

(用語の定義)

第11条 この規程において「教員」とは、教授、准教授、講師、助教、特任教員及び非常勤講師をいう。

- 2 この規程において「移籍」とは、現職名を変更することなく、学系、講座若しくは分野又は機構を異にして異動することをいう。
- 3 この規程において「兼任」とは、国立大学法人東京学芸大学の理事（次項において「理事」という。）が、本学の教授を兼ねることをいう。
- 4 この規程において「復帰」とは、本学の教授が理事に就任し、任期満了等により教授に復帰すること、本学の教授が本学の大学院連合学校教育学研究科の専任教員に異動した後、教授に復帰すること及び教授、准教授又は講師が教育学研究科教育実践創成講座の専任教員に異動した後、教授、准教授又は講師に復帰することをいう。
- 5 この規程において「各学系」とは、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系をいう。

6 この規程において「機構」とは、大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構をいう。

(選考の原則)

第8条 教員の選考においては、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の精神を尊重するとともに、国籍、障害等による差別を排除し、公平な選考を行わなければならない。

(公募)

第9条 教員の採用に当たっては、公募により広く人材を求めるものとする。

- 2 前項の公募に当たっては、前条の趣旨を明記するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、特任教員及び非常勤講師の採用に当たっては、公募によらないことができるものとする。

(公募方法)

第10条 公募は、公募要領の本学ホームページ及びJREC-IN（研究者人材データベース）への掲載その他適当な方法により行うものとする。

- 2 本学ホームページに掲載する公募要領は、日本語及び外国語で作成するものとする。
- 3 前項の日本語で作成する公募要領は、様式第2に定めるものとする。

(用語の定義)

第11条 この規程において「教員」とは、教授、准教授、講師、助教、特任教員及び非常勤講師をいう。

- 2 この規程において「移籍」とは、現職名を変更することなく、学系、講座若しくは分野、センター又は機構を異にして異動することをいう。
- 3 この規程において「兼任」とは、国立大学法人東京学芸大学の理事（次項において「理事」という。）が、本学の教授を兼ねることをいう。
- 4 この規程において「復帰」とは、本学の教授が理事に就任し、任期満了等により教授に復帰すること、本学の教授が本学の大学院連合学校教育学研究科の専任教員に異動した後、教授に復帰すること及び本学の教授、准教授又は講師が教育学研究科教育実践創成講座の専任教員に異動した後、教授、准教授又は講師に復帰することをいう。
- 5 この規程において「各学系」とは、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系をいう。

6 この規程において「センター」とは、留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター及び理科教員高度支援センターをいう。

7 この規程において「機構」とは、先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構をいう。

7 この規程において「大学院担当者」とは、大学院教育学研究科における研究指導、研究指導の補助及び授業の担当者をいう。

第2章 採用等に係る教員候補者の選考

第1節 候補者の選考手続

(採用等に係る教員候補者の選考)

第12条 採用等に係る教員（この章において特任教員及び非常勤講師を除く。）

候補者の選考は、教員候補者選考委員会（この章において「選考委員会」という。）が教員候補者（以下「候補者」という。）として選考した者のうちから、当該教授会（以下「教授会」という。）が行う。

2 選考委員会における教員候補者の選考は、無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。

3 前項の選考に当たり、選考委員会委員長は、全応募者一覧（様式第3の1）（昇任の選考の場合は昇任候補者（様式第3の2））を作成のうえ、選考を行わなければならない。

4 選考委員会委員長は、第2項により教員候補者を選考したときは、教員候補者選考調書（様式第4）により、その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し、選考に付さなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

5 教授会における教員候補者の選考は、無記名投票による出席教授会構成員の3分の2以上の賛成票をもって行う。ただし、移籍に係る選考は、出席教授会構成員の過半数の賛成票をもって行い、その採決は、挙手によることができる。

6 学系長又は機構長は、前項により教員候補者を選考したときは、教員候補者選考結果報告書（様式第5）及び全応募者一覧（様式第3の1）（昇任の選考の場合は昇任候補者（様式第3の2））並びに教員候補者選考調書（様式第4））により、選考結果を学長及び教員人事会議に報告しなければならない。

(採用等に係る教員の選考)

第13条 教員人事会議は、前条第6項の報告を受けたときは、候補者選考の点検を行ったうえ、その結果を学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を参考に、候補者の採用等を決定したときは、教員選考結果報告書（様式第6）により、教育研究評議会（以下「評議会」という。）に報告するものとする。

3 学長は、教授会の選考した候補者を採用等しないことを決定したときは、教員人事会議にその旨を通知する。

4 教員人事会議は、前項の通知を受けたときは、当該教員候補者の選考に係る問

8 この規程において「大学院担当者」とは、大学院教育学研究科における研究指導、研究指導の補助及び授業の担当者をいう。

第2章 採用等に係る教員候補者の選考

第1節 候補者の選考手続

(採用等に係る教員候補者の選考)

第12条 採用等に係る教員（この章において特任教員及び非常勤講師を除く。）

候補者の選考は、教員候補者選考委員会（この章において「選考委員会」という。）が教員候補者（以下「候補者」という。）として選考した者のうちから、当該学系の教授会（以下「教授会」という。）が行う。

2 選考委員会における教員候補者の選考は、無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。

3 前項の選考に当たり、選考委員会委員長は、全応募者一覧（様式第3の1）（昇任の選考の場合は昇任候補者（様式第3の2））を作成のうえ、選考を行わなければならない。

4 選考委員会委員長は、第2項により教員候補者を選考したときは、教員候補者選考調書（様式第4）により、その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し、選考に付さなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

5 教授会における教員候補者の選考は、無記名投票による出席教授会構成員の3分の2以上の賛成票をもって行う。ただし、移籍に係る選考は、出席教授会構成員の過半数の賛成票をもって行い、その採決は、挙手によることができる。

6 学系長は、前項により教員候補者を選考したときは、教員候補者選考結果報告書（様式第5）及び全応募者一覧（様式第3の1）（昇任の選考の場合は昇任候補者（様式第3の2））並びに教員候補者選考調書（様式第4））により、選考結果を学長及び教員人事会議に報告しなければならない。

(採用等に係る教員の選考)

第13条 教員人事会議は、前条第6項の報告を受けたときは、候補者選考の点検を行ったうえ、その結果を学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を参考に、候補者の採用等を決定したときは、教員選考結果報告書（様式第6）により、教育研究評議会（以下「評議会」という。）に報告するものとする。

3 学長は、教授会の選考した候補者を採用等しないことを決定したときは、教員人事会議にその旨を通知する。

4 教員人事会議は、前項の通知を受けたときは、当該教員候補者の選考に係る問

題点を整理し、教授会に通知する。

(再審査)

第14条 教授会は、必要と認めるときは、選考委員会に再審査を行わせることができる。

(選考の制限)

第15条 第12条第5項に規定する賛成票を得ることのできなかつた者は、当該議決後1年を経過するまでの間、同一職名以上の教員候補者となることができない。

(未着任者の報告)

第16条 学系長又は機構長は、第12条第5項により選考された者が、採用予定年月日に着任できないときは、その経緯を速やかに学長、教員人事会議及び教授会に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告があったときは、評議会に報告するものとする。

第2節 選考委員会

(開設承認等)

第17条 教授会は、第5条により策定した教員の採用計画に基づき、選考委員会を開設するとき(この条において「開設」という。)は、教員候補者選考委員会開設申請書(様式第7)及び公募様式(様式第2)により、教員人事会議の承認を得なければならない。

2 開設の承認後1年を経過した時点において、選考委員会が教員候補者を選考できないときは、当該開設の承認は無効とする。

3 開設を承認された選考職名と異なる職名で選考委員会が教員候補者を選考するときは、改めて開設申請を行うものとする。この場合において、前項の適用については、当初の承認日を起算日とする。

(開設申請の審査の基準)

第18条 教員人事会議は、教員人事の方針等に基づき、開設申請及び公募要領の審査を行うものとする。

(組織)

第19条 各学系の選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該学系長
- (2) 当該分野の分野主任
- (3) 当該講座に所属する教授(当該分野から教育実践創成講座に移籍した教授を含む。) 1名
- (4) 当該学系長が指定する教授(当該講座に所属する教授を除く。) 3名

題点を整理し、教授会に通知する。

(再審査)

第14条 教授会は、必要と認めるときは、選考委員会に再審査を行わせることができる。

(選考の制限)

第15条 第12条第5項に規定する賛成票を得ることのできなかつた者は、当該議決後1年を経過するまでの間、同一職名以上の教員候補者となることができない。

(未着任者の報告)

第16条 学系長は、第12条第5項により選考された者が、採用予定年月日に着任できないときは、その経緯を速やかに学長、教員人事会議及び教授会に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告があったときは、評議会に報告するものとする。

第2節 選考委員会

(開設承認等)

第17条 教授会は、第5条により策定した教員の採用計画に基づき、選考委員会を開設するとき(この条において「開設」という。)は、教員候補者選考委員会開設申請書(様式第7)及び公募要領(様式第2)により、教員人事会議の承認を得なければならない。

2 開設の承認後1年を経過した時点において、選考委員会が教員候補者を選考できないときは、当該開設の承認は無効とする。

3 開設を承認された選考職名と異なる職名で選考委員会が教員候補者を選考するときは、改めて開設申請を行うものとする。この場合において、前項の適用については、当初の承認日を起算日とする。

(開設申請の審査の基準)

第18条 教員人事会議は、教員人事の方針等に基づき、開設申請及び公募要領の審査を行うものとする。

(組織)

第19条 各学系の選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該学系長
- (2) 当該分野の分野主任
- (3) 当該講座に所属する教授(当該分野から教育実践創成講座に移籍した教授を含む。) 1名
- (4) 当該学系長の指定する教授(当該講座に所属する教授を除く。) 3名

2 センターの選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

2 機構の選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該機構長
- (2) 当該機構以外の機構長
- (3) 当該機構に所属する教授 1名
- (4) 機構教授会の議長が指定する教授 (当該機構に所属する者を除く。) 3名

3 第1項第2号の規定にかかわらず、当該講座の運営上の事情により必要と認められるときは、当該講座の講座主任をもって委員とすることができる。

4 第1項第3号、第2項第3号の規定にかかわらず、当該講座若しくは当該機構に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、講師以上の職の選考委員会にあっては准教授 (当該分野から教育実践創成講座に移籍した准教授を含む。以下、この項において同じ。) を、助教の選考委員会にあっては、准教授又は講師 (当該分野から教育実践創成講座に移籍した講師を含む。) をもって委員とすることができる。

5 前項に規定する准教授若しくは講師を欠くとき、又はやむを得ない事由により准教授若しくは講師を委員とすることができないときは、各学系にあっては、当該学系長が指定する教授を、機構にあっては、機構教授会の議長が指定する教授をもって委員とすることができる。

(委員長)

第20条 選考委員会に委員長を置き、各学系にあっては当該学系長を、機構にあっては機構長をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。
- 4 委員長は、第12条第2項に規定する投票に加わることができない。

(1) 総合教育科学系長 (ただし、理科教育高度支援センターにあっては、自然科学系長。以下、この項において同じ。)

(2) 当該センターの長

(3) 当該センターに所属する教授 1名

(4) 総合教育科学系長の指定する教授 (当該センターに所属する者を除く。)

3名

3 機構の選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 総合教育科学系長

(2) 当該機構の長

(3) 当該機構に所属する教授 1名

(4) 総合教育科学系長の指定する教授 (当該機構に所属する者を除く。) 3名

4 第1項第2号の規定にかかわらず、当該講座の運営上の事情により必要と認められるときは、当該講座の講座主任をもって委員とすることができる。

5 第1項第3号、第2項第3号及び第3項第3号の規定にかかわらず、当該講座、当該センター若しくは当該機構に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、講師以上の職の選考委員会にあっては准教授 (当該分野から教育実践創成講座に移籍した准教授を含む。以下、この項において同じ。) を、助教の選考委員会にあっては、准教授又は講師 (当該分野から教育実践創成講座に移籍した講師を含む。) をもって委員とすることができる。

6 前項に規定する准教授若しくは講師を欠くとき、又はやむを得ない事由により准教授若しくは講師を委員とすることができないときは、各学系にあっては、当該学系長の指定する教授を、センター又は機構にあっては、総合教育科学系長 (ただし、理科教育高度支援センターにあっては、自然科学系長) の指定する教授をもって委員とすることができる。

(委員長)

第20条 選考委員会に委員長を置き、各学系にあっては当該学系長を、センター又は機構にあっては総合教育科学系長 (ただし、理科教員高度支援センターにあっては、自然科学系長) をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。
- 4 委員長は、第12条第2項に規定する投票に加わることができない。

(開催)

第21条 選考委員会を開催するときは、当該学系長 (センター又は機構にあっては、総合教育科学系長。ただし、理科教育高度支援センターにあっては、自然科学

(定足数)

第21条 選考委員会は、全委員の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

第3章 兼任に係る教授の選考 (兼任に係る教授の選考)

第22条 兼任に係る教授の選考は、この規程による候補者の選考を省略する。

第4章 復帰及び組織再編等に伴う移籍に係る教授、准教授又は講師の選考 (復帰及び組織再編等に伴う移籍に係る教授、准教授又は講師の選考)

第23条 復帰及び組織再編等に伴う移籍に係る教授、准教授又は講師の選考は、この規程による候補者の選考を省略する。

第5章 非常勤講師候補者の選考 (非常勤講師の選考)

第24条 非常勤講師(次章の非常勤講師、教員養成実地指導講師及び特任教員を除く。)候補者の選考は、非常勤講師候補者選考調書(様式第8)により、非常勤講師候補者選考委員会(この章において「選考委員会」という。)が行う。

2 非常勤講師候補者の選考は、選考委員会において無記名投票による委員の3分の2以上の賛成票をもって行う。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、選考委員会の選考を省略するものとする。

- (1) 本学の教員に採用されたことのある者
- (2) 東京学芸大学客員教授等選考規程(平成9年規程第5号)第3条により客員教授若しくは客員准教授として選考されたことのある者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(修業年限を4年以上とする大学に限る。)の教授、准教授若しくは講師として在職中の者又はこれらの職の経験を有する者

4 選考委員会委員長は、第2項により非常勤講師候補者を選考(前項により選考

学系長。)は、日時、場所及び委員名を教授会(センター又は機構にあつては、総合教育科学系の教授会及び当該センターの運営委員会又は当該機構の機構会議。ただし、理科教育高度支援センターにあつては、自然科学系の教授会及び理科教育高度支援センターの運営委員会。)に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前(電子メール等又は電子掲示板等で公示する場合は前日)までに公示することにより替えることができる。

(定足数)

第22条 選考委員会は、全委員の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

第3章 兼任に係る教授の選考 (兼任に係る教授の選考)

第23条 兼任に係る教授の選考は、この規程による候補者の選考を省略する。

第4章 復帰に係る教授、准教授又は講師の選考 (復帰に係る教授、准教授又は講師の選考)

第24条 復帰に係る教授、准教授又は講師の選考は、この規程による候補者の選考を省略する。

第5章 非常勤講師候補者の選考 (非常勤講師の選考)

第25条 非常勤講師(次章の非常勤講師、教員養成実地指導講師及び特任教員を除く。)候補者の選考は、非常勤講師候補者選考調書(様式第8)により、非常勤講師候補者選考委員会(この章において「選考委員会」という。)が行う。

2 非常勤講師候補者の選考は、選考委員会において無記名投票による委員の3分の2以上の賛成票をもって行う。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、選考委員会の選考を省略するものとする。

- (1) 本学の教員に採用されたことのある者
- (2) 東京学芸大学客員教授等選考規程(平成9年規程第5号)第3条により客員教授若しくは客員准教授として選考されたことのある者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(修業年限を4年以上とする大学に限る。)の教授、准教授若しくは講師として在職中の者又はこれらの職の経験を有する者

4 選考委員会委員長は、第2項により非常勤講師候補者を選考(前項により選考

を省略した候補者を含む。)したときは、非常勤講師候補者選考結果報告書(様式第9)により、選考結果を学長及び教授会に報告しなければならない。この場合において、教授会における選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

5 選考委員会の開催は、委員長が必要と認める場合には、電子的な開催方法等により、遠隔会議又は書面審議にて開催することができるものとする。その際、第2項の投票は電子的方法を用いることができるものとする。

(選考の制限)

第25条 前条第2項に規定する賛成票を得ることのできなかつた者は、当該議決後1年を経過するまでの間、非常勤講師候補者となることができない。

(選考委員会の組織)

第26条 各学系の選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該教室が所属する群を所管する学系長
- (2) 当該教室に所属する教授 1名
- (3) 当該教室を構成する分野が所属する学系の教授 4名

2 機構の選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該機構長
- (2) 当該機構以外の機構長
- (3) 当該機構長が指定する教員 4名

3 教員養成カリキュラム改革推進本部が開設する科目にかかる選考は、教員養成カリキュラム改革推進本部が行い、第24条第4項に規定する報告は、カリキュラム改革推進本部長が、教育研究評議会に行う。

4 第1項第2号の規定にかかわらず、当該教室に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該教室に所属する准教授若しくは講師をもって委員とすることができる。

(準用)

第27条 第7条、第13条(第1項及び第2項を除く。)、第20条及び第21条の規定は、非常勤講師候補者の選考に準用する。この場合において、第20条中「当該学系長」とあるのは第26条第1項の選考委員会では「当該教室が所属する群を所管する学系長」と読み替えるものとする。

を省略した候補者を含む。)したときは、非常勤講師候補者選考結果報告書(様式第9)により、選考結果を学長及び教授会に報告しなければならない。この場合において、教授会における選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

(選考の制限)

第26条 前条第2項に規定する賛成票を得ることのできなかつた者は、当該議決後1年を経過するまでの間、非常勤講師候補者となることができない。

(選考委員会の組織)

第27条 各学系の選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該教室が所属する群を所管する学系長
- (2) 当該教室に所属する教授 1名
- (3) 当該教室を構成する分野が所属する学系の教授 4名

2 センターの選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合教育科学系長(ただし、理科教員高度支援センターにあつては、自然科学系長。以下、この項において同じ。)
- (2) 当該センターの長
- (3) 総合教育科学系長の指定する教員 4名

3 機構の選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合教育科学系長
- (2) 当該機構の長
- (3) 総合教育科学系長の指定する教員 4名

4 第1項第2号の規定にかかわらず、当該教室に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該教室に所属する准教授若しくは講師をもって委員とすることができる。

(準用)

第28条 第7条、第13条(第1項及び第2項を除く。)、第20条から第22条までの規定は、非常勤講師候補者の選考に準用する。この場合において、第20条及び第21条中「当該学系長」とあるのは「当該教室が所属する群を所管する学系長」と読み替えるものとする。

(教員養成実地指導講師候補者等の選考)

第28条 第24条から前条までの規定にかかわらず，教員養成実地指導講師候補者及び特任教員候補者の選考手続等については，別に定める。

第6章 大学院担当者候補者の選考

第1節 選考手続

(選考手続の省略)

第29条 本学の教授，准教授，講師（博士の学位を有する者若しくは研究上の業績が博士の学位を有する者に準ずると認められる者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学において大学院（修士課程）における研究指導補助及び授業担当者の経験がある者に限る。）及び特任教員を大学院担当者とする選考は，当該教員の採用等の選考と併せて行うものとし，次条から第38条までの規定による選考手続を省略する。

2 現に大学院担当者である本学の教員を，当該専攻以外の専攻に係る大学院担当者とする場合の選考は，この規程による選考手続を省略する。

(大学院担当者候補者の選考)

第30条 大学院担当者候補者の選考は，教員候補者選考調書（様式第4）により，大学院担当者候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が行う。

2 大学院担当者候補者の選考は，選考委員会において無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。

3 選考委員会委員長は，前項により大学院担当者候補者を選考したときは，大学院教育学研究科担当者候補者選考結果報告書（様式第10）により，選考結果を学長，教員人事会議及び教授会に報告しなければならない。この場合において，教授会における選考結果の報告は，委員長の指名する委員が行うことができる。

4 学長は，大学院担当者候補者を大学院担当者とするときは，教員選考結果報告書（様式第6）により，評議会に報告するものとする。

(選考の基準)

第31条 大学院担当者の選考は，選考基準に基づき行わなければならない。

2 講師及び助教は，原則として，研究指導の補助及び授業担当者としての選考に限るものとする。

(選考の制限)

第32条 第30条第2項に規定する賛成票を得ることのできなかつた者は，当該議決後1年を経過するまでの間，大学院担当者となることができない。

第2節 選考委員会

(開設承認)

(教員養成実地指導講師候補者等の選考)

第29条 第25条から前条までの規定にかかわらず，教員養成実地指導講師候補者及び特任教員候補者の選考手続等については，別に定める。

第6章 大学院担当者候補者の選考

第1節 選考手続

(選考手続の省略)

第30条 本学の教授，准教授，講師（博士の学位を有する者若しくは研究上の業績が博士の学位を有する者に準ずると認められる者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学において大学院（修士課程）における研究指導補助及び授業担当者の経験がある者に限る。）及び特任教員を大学院担当者とする選考は，当該教員の採用等の選考と併せて行うものとし，次条から第38条までの規定による選考手続を省略する。

2 現に大学院担当者である本学の教員を，当該専攻以外の専攻に係る大学院担当者とする場合の選考は，この規程による選考手続を省略する。

(大学院担当者候補者の選考)

第31条 大学院担当者候補者の選考は，教員候補者選考調書（様式第4）により，大学院担当者候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が行う。

2 大学院担当者候補者の選考は，選考委員会において無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。

3 選考委員会委員長は，前項により大学院担当者候補者を選考したときは，大学院教育学研究科担当者候補者選考結果報告書（様式第10）により，選考結果を学長，教員人事会議及び教授会に報告しなければならない。この場合において，教授会における選考結果の報告は，委員長の指名する委員が行うことができる。

4 学長は，大学院担当者候補者を大学院担当者とするときは，教員選考結果報告書（様式第6）により，評議会に報告するものとする。

(選考の基準)

第32条 大学院担当者の選考は，選考基準に基づき行わなければならない。

2 講師及び助教は，原則として，研究指導の補助及び授業担当者としての選考に限るものとする。

(選考の制限)

第33条 第31条第2項に規定する賛成票を得ることのできなかつた者は，当該議決後1年を経過するまでの間，大学院担当者となることができない。

第2節 選考委員会

(開設承認)

第33条 選考委員会の開設は、当該専攻の要請に基づき、大学院教育学研究科担当者候補者選考委員会開設申請書（様式第11）により、当該専攻を所管する学系長（東京学芸大学大学院教育学研究科の専攻及び構成員に係る学系長の職務に関する要項（平成31年3月14日制定）第3条の表に規定する当該専攻の構成講座・分野に応じ、その教育上の職務行為を統括する学系長をいう。）を経て、教員人事会議の承認を得なければならない。

（組織）

第34条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該学系長
 - (2) 当該専攻の代表
 - (3) 当該専攻に所属する教授 2名
 - (4) 被選考者が所属する講座（被選考者が機構に所属する場合にあつては、当該機構、被選考者が講座又は機構に所属しない場合にあつては、当該専攻）に所属する教授 2名
- 2 前項第3号又は同項第4号の規定にかかわらず、当該専攻に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該専攻の准教授をもって委員とすることができる。
- 3 第1項第4号の規定にかかわらず、当該講座（被選考者が機構に所属する場合にあつては、当該機構）に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該講座の准教授又は当該専攻内の他講座の教授（養護教育講座の場合にあつては、健康・スポーツ科学講座に所属する教授、機構の場合にあつては、当該機構の機構会議委員）をもって委員とすることができる。

（委員長）

第35条 選考委員会に委員長を置き、学系長をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。
- 4 委員長は、第30条第2項に規定する投票に加わることができない。

（定足数）

第34条 選考委員会の開設は、当該専攻の要請に基づき、大学院教育学研究科担当者候補者選考委員会開設申請書（様式第11）により、当該専攻を所管する学系長（東京学芸大学大学院教育学研究科の専攻及び構成員に係る学系長の職務に関する要項（平成31年3月14日制定）第3条の表に規定する当該専攻の構成講座・分野に応じ、その教育上の職務行為を統括する学系長をいう。）を経て、教員人事会議の承認を得なければならない。

（組織）

第35条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該学系長
 - (2) 当該専攻の代表
 - (3) 当該専攻に所属する教授 2名
 - (4) 被選考者が所属する講座（被選考者がセンターに所属する場合にあつては、当該センター、機構に所属する場合にあつては、当該機構、被選考者が講座、センター又は機構に所属しない場合にあつては、当該専攻）に所属する教授 2名
- 2 前項第3号又は同項第4号の規定にかかわらず、当該専攻に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該専攻の准教授をもって委員とすることができる。
- 3 第1項第4号の規定にかかわらず、当該講座（被選考者がセンターに所属する場合にあつては、当該センター、機構に所属する場合にあつては、当該機構）に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該講座の准教授又は当該専攻内の他講座の教授（養護教育講座の場合にあつては、健康・スポーツ科学講座に所属する教授、センターの場合にあつては、当該センターの運営委員会委員、機構の場合にあつては、当該機構の機構会議委員）をもって委員とすることができる。

（委員長）

第36条 選考委員会に委員長を置き、学系長をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。
- 4 委員長は、第31条第2項に規定する投票に加わることができない。

（開催）

第37条 選考委員会を開催するときは、当該学系長は、開催日の1週間前（電子メール等又は電子掲示板等で公示する場合は前日）までに日時、場所及び委員名を公示しなければならない。

（定足数）

第36条 選考委員会は、全委員の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

第3節 非常勤講師候補者の選考
(非常勤講師候補者の選考)

第37条 大学院教育学研究科担当の非常勤講師候補者（この節において特任教員を除く。）の選考は、第30条（同条第3項及び第4項を除く。）から前条までの規定を準用する。この場合において、第30条中「教員候補者選考調書（様式第4）」とあるのは「非常勤講師候補者選考調書（様式第8）」と読み替えるものとする。

- 2 非常勤講師候補者は、授業担当者としての選考に限るものとする。
- 3 次の各号に掲げる者については、第1項において準用する第30条から第36条までの規定による選考手続を省略する。
 - (1) 資格認定（第1項の規定により準用する第30条第2項による選考をいう。）を経ている者
 - (2) 本学の大学院担当教員であった者

4 選考委員会の開催は、選考委員長が必要と認める場合には、電子的な開催方法等により、遠隔会議又は書面審議にて開催することができるものとする。その際、第30条第2項の投票は電子的方法を用いることができるものとする。

(選考結果報告)

第38条 選考委員会委員長は、前条により非常勤講師候補者を選考（前条第3項により選考を省略した候補者を含む。）したときは、大学院教育学研究科担当非常勤講師候補者選考結果報告書（様式第12）により、選考結果を学長、教員人事会議及び教授会に報告しなければならない。この場合において、教授会における選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

第39条 学長は、非常勤講師候補者の採用等を決定したときは、教員選考結果報告書（様式第6）により、評議会に報告するものとする。

第7章 補則

(規程の改廃)

第40条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が定める。

(補則)

第41条 この規程に定めるもののほか、教員及び大学院担当者の選考に関し必要な事項は、評議会の議を経て学長が別に定める。

[省略]

第38条 選考委員会は、全委員の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

第3節 非常勤講師候補者の選考
(非常勤講師候補者の選考)

第39条 大学院教育学研究科担当の非常勤講師候補者（この節において特任教員を除く。）の選考は、第31条（同条第3項及び第4項を除く。）から前条までの規定を準用する。この場合において、第31条中「教員候補者選考調書（様式第4）」とあるのは「非常勤講師候補者選考調書（様式第8）」と読み替えるものとする。

- 2 非常勤講師候補者は、授業担当者としての選考に限るものとする。
- 3 次の各号に掲げる者については、第1項において準用する第31条から第38条までの規定による選考手続を省略する。
 - (1) 資格認定（第1項の規定により準用する第31条第2項による選考をいう。）を経ている者
 - (2) 本学の大学院担当教員であった者

(選考結果報告)

第40条 選考委員会委員長は、前条により非常勤講師候補者を選考（前条第3項により選考を省略した候補者を含む。）したときは、大学院教育学研究科担当非常勤講師候補者選考結果報告書（様式第12）により、選考結果を学長、教員人事会議及び教授会に報告しなければならない。この場合において、教授会における選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

第41条 学長は、非常勤講師候補者の採用等を決定したときは、教員選考結果報告書（様式第6）により、評議会に報告するものとする。

第7章 補則

(規程の改廃)

第42条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が定める。

(補則)

第43条 この規程に定めるもののほか、教員及び大学院担当者の選考に関し必要な事項は、評議会の議を経て学長が別に定める。

[省略]

様式第1

〔省略〕

教員人事会議議長 殿

〇〇〇長

〔省略〕

講座・機構	
〔省略〕	

様式第2

〇〇年〇〇月〇〇日

東京学芸大学〇〇〇〇
〇〇〇〇長
〇〇〇〇 (公印省略)

テニユアトラック教員の公募について

1. 職名及び人数
2. 所属組織
3. 専門領域
4. 職務内容

様式第1

〔省略〕

教員人事会議議長 殿

〇〇〇学系長

〔省略〕

講座・センター ・機構	
〔省略〕	

様式第2

〇〇年〇〇月〇〇日

東京学芸大学教育学部
〇〇〇〇学系長
〇〇〇〇 (公印省略)

教員の公募について

1. 職名及び人数 准教授または講師 1名
2. 所属組織 研究組織： 〇〇〇〇学系 〇〇〇〇講座 〇〇〇〇分野
教育組織： 〇〇〇〇教室
(注：教室に所属しない各センター又は機構の教員を公募する場合は「所属組織 〇〇センター」「所属組織 〇〇機構」とする。)
3. 専門領域 〇〇〇〇学
4. 職務内容 (1) 学部生並びに大学院生の教育・研究指導
主な担当科目：〇〇概論, 〇〇論, 〇〇学演習, 〇〇学実習, 〇〇実践論
演習

<p>5. 応募資格</p> <p>6. 採用予定日</p> <p><u>7. テニユアトラック期間</u></p> <p><u>8. 給与等</u></p> <p><u>9. 提出書類</u></p> <p><u>10. 提出期限</u></p> <p><u>11. 選考方法</u></p>	<p><u>(2) ○○○○学に関する研究</u></p> <p><u>(3) 教員養成及び大学運営に関する業務</u></p> <p>5. 応募資格</p> <p><u>(1) ○○の学位又はそれと同等の研究業績を有すること。</u></p> <p><u>(2) 授業及び職務遂行に支障のない日本語能力を有すること。</u></p> <p><u>(3) 本学が教員養成系大学であることを理解し、関連業務に積極的に従事できること。</u></p> <p><u>(4) 小学校、中学校○○科及び高等学校○○科教員免許を有することが望ましい。</u></p> <p><u>(5) 小学校・中学校等の学校現場において指導経験を有することが望ましい。</u></p> <p><u>(6) 年齢○○歳以下の者（採用予定日現在）</u> <u>年齢制限の設定は長期勤続によるキャリア形成を図るためである。（雇用対策法施行規則第1条の3第1項第3号イ）</u></p> <p>6. 採用予定日 <u>○○年○○月○○日</u></p> <p>7. 提出書類</p> <p><u>(1) 履歴書1通（写真貼付、連絡先の電話番号及び e-mail アドレスを必ず明記）</u></p> <p><u>(2) 研究業績一覧（①著書、②論文、③その他に分けて記入。査読の有無を明記）</u></p> <p><u>(3) 主な研究業績5点（コピー可）</u></p> <p><u>(4) 教育業績一覧</u></p> <p><u>(5) 社会貢献・学会活動実績一覧</u></p> <p><u>(6) 研究活動の概要と今後の研究及び教育に対する抱負（2000字程度）</u></p> <p><u>(7) 担当科目のシラバス案</u></p> <p>8. 提出期限 <u>○○年○○月○○日（○）必着</u></p> <p>9. 選考方法</p> <p><u>(1) 東京学芸大学教員選考規程に基づいて行う。</u></p> <p><u>(2) 本学の教員の選考においては、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の精神を尊重し、業績等の評価において同等と認められた場合には、女性を積極的に採用する。</u></p> <p><u>(3) 本学は国籍、障がい等による差別を排除し、公平な選考を行う。</u></p> <p><u>(4) 必要に応じて面接（模擬授業等を含む）を行う。</u></p> <p><u>(5) 選考結果については、選考が終了次第本人宛に通知する。</u></p> <p><u>(6) 提出書類は原則として返却しない。</u></p>
---	--

1 2. 書類送付先

1 3. テニユア審査

1 4. 問い合わせ先

1 5. その他

※テニユアトラック教員以外の公募の際は、 標題を「教員の公募について」とし、
項目の「テニユアトラック期間」及び「テニユア審査」を削除する。

様式第3の1

全応募者一覧

[省略]

<選考経緯>

〇〇分野主任 (又は〇〇機構長) 氏 名

〇〇教室主任 氏 名

[省略]

(7) 応募に関わる費用 (面接等の旅費を含む) は応募者の負担とする。

1 0. 書類送付先

〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1

東京学芸大学〇〇〇〇学系長 〇〇〇〇

封筒の表に「〇〇〇〇講座教員応募書類」と朱書きする。

1 1. 問い合わせ先

東京学芸大学〇〇〇〇学系 〇〇〇〇分野主任 〇〇〇〇

メールアドレス：〇〇〇〇@u-gakugei.ac.jp

件名には必ず「教員公募について」と記入すること。

1 2. その他

提出いただいた個人情報は当公募の選考にのみ利用します。

※ 下線部は、例示である。

二重下線を付した項目は必須項目ではなく削除可能である。

また、上記の項目以外に必要なに応じて項目を追加してよい。

※ 「5. 応募資格」の「(5) 学校現場における指導経験」と「(6) 年齢制限」
を同時に記載することはできない。

※ 年齢構成上、真にやむを得ない場合に限り、年齢制限を付すことができる。
ただし45歳以上の年齢制限はできない。また職業経験については不問とするこ
と。

様式第3の1

全応募者一覧

[省略]

<選考経緯>

〇〇分野主任 (又は〇〇センター長若しくは〇〇機構長) 氏 名

〇〇教室主任 氏 名

[省略]

様式第3の2

昇任候補者

〔省略〕

＊欄

- 1 教授昇任の場合のみ記載する。
- 2 学校教育系教室に所属する教員の教授昇任の際には、幼・小または中学校教員免許に必要な教科及び教職に関する科目の講義内容を裏付けることができる業績が2以上必要。
- 3 教育支援系教室に所属する教員の教授昇任の際には、幼・小・中または高等学校教員免許に必要な教科及び教職に関する科目の講義内容を裏付けることができる業績、または、教育支援に関する業績が計2以上必要。
- 4 ここでいう業績とは、学術雑誌・教育関係雑誌・紀要・著書・報告書等に掲載された業績をいう。

様式第4

開設番号

教員候補者選考調書
○○○○講座（○○○○分野）

○○○○機構

〔省略〕

注) 第29条の規定により大学院担当者の選考を行った場合は、その該当条項を併せて選考基準該当条項欄に記入する。また、公募の方法欄は、採用の選考を行った場合に限り記入する。

様式第5

第 年 月 日

教員人事会議議長 殿

様式第3の2

昇任候補者

〔省略〕

＊欄

- 1 教授昇任の場合のみ記載する。
- 2 学校教育系教室に所属する教員の教授昇任の際には、幼・小または中学校教員免許に必要な教職科目または教科教育科目（初等〇〇教育法など）の講義内容を裏付けることができる業績が2以上必要。
- 3 教育支援系教室に所属する教員の教授昇任の際には、幼・小・中または高等学校教員免許に必要な教職科目または教科教育科目の講義内容を裏付けることができる業績、または、小・中または高等学校の教育支援に関する業績が計2以上必要。
- 4 ここでいう業績とは、学術雑誌・教育関係雑誌・紀要・著書・報告書等に掲載された業績をいう。

様式第4

開設番号

教員候補者選考調書
○○○○講座（○○○○分野）

○○○○センター
○○○○機構

〔省略〕

注) 第30条の規定により大学院担当者の選考を行った場合は、その該当条項を併せて選考基準該当条項欄に記入する。また、公募の方法欄は、採用の選考を行った場合に限り記入する。

様式第5

第 年 月 日

教員人事会議議長 殿

〇〇〇長

教員候補者選考結果報告書

〔省略〕

開設番号	
講座（分野）名・機構名	
〔省略〕	

〔省略〕

様式第6

教員選考結果報告書

選考区分	所属	職名	氏名	年齢	採用等予定年月日	備考
採用						

「選考区分」欄には、採用、昇任、移籍、兼任及び復帰並びに大学院担当者の別を記載する。

「年齢」は、採用等予定年月日における年齢を記載する。

「採用等予定年月日」欄には、非常勤講師及び特任教員の場合は雇用期間を記載する。

「備考」欄には、第37条第3項により選考を省略する場合は、前回雇用年度を記載する。

〔省略〕

〇〇〇学系長

教員候補者選考結果報告書

〔省略〕

開設番号	
講座（分野）名・ <u>センタ</u> <u>一名</u> ・機構名	
〔省略〕	

〔省略〕

様式第6

教員選考結果報告書

選考区分	所属	職名	ふりがな 氏名（年齢）	採用等予定年月日	備考
採用					

「選考区分」欄には、採用、昇任、移籍、兼任及び復帰並びに大学院担当者の別を記載する。

「年齢」は、採用等予定年月日における年齢を記載する。

「採用等予定年月日」欄には、非常勤講師及び特任教員の場合は雇用期間を記載する。

「備考」欄には、第39条第3項により選考を省略する場合は、前回雇用年度を記載する。

〔省略〕

様式第7

第 年 月 日

東京学芸大学長 殿

〇〇〇長

教員候補者選考委員会開設申請書

[省略]

1	選考委員会名	_____講座(分野)・機構 教員候補者選考委員会					
[省略]							
4	研究組織	_____講座・機構 _____分野					
		現員	教授	准教授	講師	助教	計
		講座 ・ 機構					
		分野					
[省略]							
7	委員構成	(1) 〇〇〇〇学系長・〇〇〇〇機構長 (2) △△△△分野主任・△△△△機構長 (3) 〇〇〇〇講座 (※教育実践創成講座の場合：△△学系〇〇〇〇講座× ×分野)・〇〇〇〇機構 (4) □□□□長の指定する教授 3名					
[省略]							

注：7 (3)について、教育実践創成講座に移籍した者を委員とするときは、移籍する前の学系、講座及び分野を併記すること。

〇〇〇分野主任 (又は〇〇〇機構長) 氏名
〇〇〇教室主任 氏名

様式第8

様式第7

第 年 月 日

東京学芸大学長 殿

〇〇〇学系長

教員候補者選考委員会開設申請書

[省略]

1	選考委員会名	_____講座(分野)・センター・機構 教員候補者選考委員会					
[省略]							
4	研究組織	_____講座・センター・機構 _____分野					
		現員	教授	准教授	講師	助教	計
		講座・センター ・ 機構					
		分野					
[省略]							
7	委員構成	(1) 〇〇〇〇学系長 (2) △△△△分野主任 (3) 〇〇〇〇講座 (※教育実践創成講座の場合：△△学系〇〇〇〇講座× ×分野) (4) □□□□学系長の指定する教授 3名					
[省略]							

注：7 (3)について、教育実践創成講座に移籍した者を委員とするときは、移籍する前の学系、講座及び分野を併記すること。

〇〇〇分野主任 (又は〇〇〇センター長若しくは〇〇〇機構長) 氏名
〇〇〇教室主任 氏名

様式第8

非常勤講師候補者選考調書

教室名	〔省略〕
機構名	
専攻名	

様式第9

〔省略〕

非常勤講師候補者選考結果報告書

〇〇〇長

〔省略〕

教室名	〔省略〕
機構名	

備考1 第24条第3項1号及び第2号に該当する者にあつては、最終学歴、卒業・修了年月、学位・称号取得年月、主な研究・教育業績及び主な職歴・資格等欄の記載は省略する。ただし、現職者にあつては、主な職歴・資格等の欄に現職名を記載する。

2 備考欄には、前回の雇用年度を記載する。

様式第10

第 年 月 日

東京学芸大学長 殿

非常勤講師候補者選考調書

教室名	〔省略〕
<u>センター名</u>	
機構名	
専攻名	

様式第9

〔省略〕

非常勤講師候補者選考結果報告書

〇〇〇学系長

〔省略〕

教室名	〔省略〕
<u>センター名</u>	
機構名	

備考1 第25条第3項1号及び第2号に該当する者にあつては、最終学歴、卒業・修了年月、学位・称号取得年月、主な研究・教育業績及び主な職歴・資格等欄の記載は省略する。ただし、現職者にあつては、主な職歴・資格等の欄に現職名を記載する。

2 備考欄には、前回の雇用年度を記載する。

様式第10

第 年 月 日

東京学芸大学長 殿

〇〇学系長

〔省略〕

〔省略〕	著書数（うち 単著数）	<u>氏名</u>	<u>年齢</u>

〔省略〕

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

〇〇学系長

〔省略〕

〔省略〕	著書数（うち 単著数）	<u>ふりがな</u> <u>氏名（年齢）</u>

〔省略〕

東京学芸大学名誉教授称号授与規程施行細則の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1条 この細則は、東京学芸大学名誉教授称号授与規程（昭和50年規程第5号。以下「規程」という。）<u>第11条</u>の規定に基づき、必要な細目を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>第4条 規程第5条第1項第2号の「本学の運営上顕著な功労があったと認められるもの」とは、各学系の教授会構成員から選出された教育研究評議会評議員，講座主任，分野主任，国立大学法人東京学芸大学職員給与規則（平成16年規則第8号）第17条第1項に規定する管理職手当を支給される<u>学長補佐，学長特別補佐，機構長，施設・センターの長，附属学校の長，附属学校運営部長，附属学校運営参事及び各種委員会の委員長等を相当期間務め，所属分野等から推薦を受けた者をいう。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この細則は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条 この細則は、東京学芸大学名誉教授称号授与規程（昭和50年規程第5号。以下「規程」という。）<u>第14条</u>の規定に基づき、必要な細目を定めるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>第4条 規程第5条第1項第2号の「本学の運営上顕著な功労があったと認められるもの」とは、各学系の教授会構成員から選出された教育研究評議会評議員，講座主任，分野主任，国立大学法人東京学芸大学職員給与規則（平成16年規則第8号）第17条第1項に規定する管理職手当を支給される施設・センターの長，附属学校の長，附属学校運営部長，附属学校運営参事及び各種委員会の委員長等を相当期間務め，所属分野等から推薦を受けた者をいう。</p> <p>〔省略〕</p>